

善監委告示第2号

令和7年11月26日付け7善監委第42号で提出した令和7年度定期監査（前期分）の結果に関する報告に対し、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき公表します。

令和7年12月22日

善通寺市監査委員 櫛 田 真 作
善通寺市監査委員 長谷川 義 仁

令和7年度定期監査（前期分）

監査指摘事項の取組について

各課共通事項

【学校再編対策課・生涯学習課指摘事項】

行政財産に設置される電柱等の敷地の使用許可について

学校再編対策課においては、幼稚園、小学校、中学校及び給食センターの敷地内に、また、生涯学習課においては、同課所管の都市公園、体育施設、地区公民館、文化施設及び東原教育集会所敷地内に、四国電力送配電株式会社、NTT西日本株式会社及びKDDI株式会社（電気通信事業者）の電柱等が設置されている。

これら電柱等の敷地の使用については、道路法（昭和27年法律第180号）、都市公園法（昭和31年4月20日法律第79号）に定めのあるものを除くほか、善通寺市公有財産規則（平成2年12月28日規則第33号）の規定に基づくこととなり、その使用許可の期間は、「電柱の設置は、5年以内とすることができる」としている。

しかしながら、四国電力送配電株式会社等電気通信事業者に交付している「行政財産使用許可書」によると、許可期限切れであったり、自動更新するとなつたりしており、同規則に抵触すると思われる。この際、電柱等ごとに精査して正されたい。

【検討結果】

今後は、更新の都度、善通寺市公有財産規則の規定に基づき、行政財産使用許可申請書の提出を求ることとし、行政財産使用許可書を交付することとする。

【小学校・中学校指摘事項】

防火管理者講習に係る公費負担について

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）及び消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）に定めのある対象防火物の管理については、防火管理者を定め、防火管理上必要な業務をさせなければならないと規定されている。

また、防火管理者を定めたときは、遅滞なく消防長に届けなければならないこともある。本市においても、前期定期監査対象の市民会館、隣保館、保育所、幼稚園、小学校及び中学校では、法令どおり防火管理者を定めて、消防計画の作成、避難訓練の実施等行われていると概ね認められた。

防火管理者の資格としては、甲種防火管理講習の課程を終了したものとなっているが、これには、受講料が発生する。小学校、中学校を除く防火管理者については、公費で負担しているが、小学校及び中学校教員については、予算に計上されていないようである。

従って、防火管理者となる小学校及び中学校教員の受講料を予算計上するよう検討されたい。

【検討結果】

令和8年度より、防火管理者となる小学校及び中学校教員の受講料を予算計上することとする。

【個別指摘事項】

【生涯学習課指摘事項】

行政財産の目的外使用に係る歳入予算科目について

生涯学習課では、旧善通寺偕行社附属棟の一部を有限会社に使用させて、飲食の提供など、利用者、見学者等の便宜を図っている。当該使用者からは、目的外使用の対価を徴収しているところである。その歳入予算の科目は、第21款諸収入 第6項雑入としている。

当該建物は、教育委員会生涯学習課が所管する行政財産であることから、すなわち、目的外使用させていることになると思われる。従って、その対価は目的外使用料であり、歳入予算の科目は、第14款使用料及び手数料 第1項使用料に計上すべきである。よって、速やかに是正されたい。

【検討結果】

令和8年度予算より対応することとする。